3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　工事目的物の性能・機能に関する事項の「品質管理⑴」、「品質管理⑵」、社会的要請に関する事項の「安全管理⑴」、「安全管理⑵」を評価項目とする。

なお、技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

⑶　評価内容　技術提案は、安全管理⑵を除き２提案以内とし、３提案以上の場合は、不可とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も認める（標準案は「可」で評価する）。

安全管理⑵の技術提案は、１提案以内とし、２提案以上の場合は不可とし、技術提案がない場合は不適格とする。

なお、技術提案書の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目ごとにＡ４版片面２枚以内とし、規定枚数を超えた場合は全て不可とする。

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、不採用とする。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て不採用とする。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による作業従事者の安全対策

実施方法等：●●を設置する。

▲▲を実施する。

■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不可とする。

・技術提案の実施に際して第三者協議が必要となる場合

・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は減点とする。

・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。

・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合

・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　品質管理⑴

既設構造物に対する耐震補強、支承取替の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

※必ずしも既設構造物に対する耐震補強・支承取替の品質向上対策のすべての項目に関する技術提案を行う必要はない。

②　品質管理⑵

塗替塗装の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

社会的要請に関する事項

③　安全管理⑴

高所作業時の現場従業者の墜落・転落防止対策、資機材搬入出に対する安全対策について、期待できる効果を含めて記述する。

※必ずしも墜落・転落防止対策・資機材搬入出のすべての項目に関する技術提案を行う必要はない。

④　安全管理⑵

労働安全衛生マネジメントシステムを導入し、組織的かつ継続的に安全管理活動を行うための計画について記述する。

※労働安全衛生マネジメントシステムは、ＩＬＯのＯＳＨＭＳガイドライン（ＩＬＯ－ＯＳＨ－2001）、日本のＯＳＨＭＳガイドライン（厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（1999.4）」）または業種別・規模別のＯＳＨＭＳガイドライン（「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（ＣＯＨＳＭＳ）ガイドライン」の導入とする。ただし、受注者独自の社内システムを構築している場合は、その活動も可能とする。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。

良　技術提案が適切であり、工夫がみられる。

可　技術提案が適切であるが、「優・良」に該当しない。

不可（不採用）　技術提案が求めた内容に合致していない、又は、提案内容が不適切である。

減点（不採用）　明らかに設計図書で定められている事項に反する提案である。

⑷　評価点の付与方法

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

品質管理

①　品質管理⑴

・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点

・減点（不採用）－7.5点

②　品質管理⑵

・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点

・減点（不採用）－7.5点

安全対策

③　安全管理⑴

・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点・不可（不採用）０点

・減点（不採用）－５点

④　安全管理⑵

・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点・不可（不採用）０点

・減点（不採用）－５点

評価提案項目ごとの評価については、各提案の平均値により評価する。

評価例）

Ａ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が30（優）・15（良）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝45（点）／２（提案可能数）＝22.50点

Ｂ社の技術提案項目に対する提案（１提案）の評価点が30（優）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝30（点）／２（提案可能数）＝15.00点

Ｃ社の技術提案項目に対する提案（１提案）の各評価点が15（良）・－7.5（減点）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝7.5（点）／２（提案可能数）＝3.75点

⑸　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）

αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）

（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）

100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。